

常任委員 堀口 春樹
委員 林 井 小 次 郎

シタハニ異議ヲ即テユコノナク而モ
常任委員ニ選出シ服任ニテ副務ノ専果スル限、其室ニシテ諸書
編纂員ノ勉勵

沐浴兼ス

其勤ニ昔弊ハ服任思志ノ補則ニ其ノ諸加部ニ以テ、
第十十部ヲ置キ其管轄ノ業務ヲ其部ニシテ、
中ハ第三部ノ業務ノ轉送ヲ其部ニシテ、
其令具ノ内容ヲ其ノ部ニシテ、
其部ハ來手與雜會ニ其部ニシテ、
其部ニシテ、
其部ニシテ、

其部ニシテ、
其部ニシテ、

財團法人協働會大阪支所

常任委員 越山 万之助
會計 藤田 寛十郎
主 事 川村 保太郎
書 記 宮本 靜一
阪 口 若 松

其宣言朗讀別紙ノ通り
其規約改正

次ノ如ク改正セリ

- (1) 第四條中「ノ事業ヲ行フ」ヲ「ノ部ヲ置ク」ニ改ム、同條
四「講演」ヲ「宣傳部」ニ改ム、七「勞働調査」ヲ「調査部
ニ改ム、八ヲ「婦人部」ニ改ム
九政治部、十不具者部、十一組織部ヲ加フ
- (2) 第十七條ノ二「本部委員會ハ本部役員」ノ下ニ「支部長各
部長」ヲ加フ
- (3) 第十八條但シノ下「委員長ノ外」ヲ削除ス